## 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	スウェーデン犯罪防止委員会の報告書概観(一九八二年)
Sub Title	A brief Survey of Reports of National Swedish Council for Crime Prevention (BRA) in 1982
Author	坂田, 仁(Sakata, Jin)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1983
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology ). Vol.56, No.10 (1983. 10) ,p.61- 75
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19831028- 0061

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



## スウェーデン犯罪防止委員会の報告書概観(「九八二年)

## 坂田

ひきつづき報告したい。報告書の送付を受けることができた。その概略をまとめて、昨年に御好意によつて、引きつづいてスウェーデンの犯罪防止委員会から一九八二年中に、私は、ストックホルム大学のK・スベリ教授の

報告書として発表されたものは次の六つである。

1、Rättsmedvetandet i Sverige (av Per-Anders Linden och Matti Similä), Rapport 1982:1 (スウェーデンにおける法意識) 2、Narkotikautvecklingen 1982, Rapport 1982:2 (薬物問題のすう勢)

3、Kontroll och brottslighet som historiska fenomen (Rapport från ett seminarium på Barnens ö den 1—3 juni 1981), Rapport 1982:3(歴史現象としての統制と犯罪)

4、Brottsutvecklingen, Lägesrapport 1982, Rapport 1982:4

(犯罪のすう勢)

5、Brottslighet och kamratrelationer, Rapport 1982:5(犯罪と交友関係)

6、Försäkringsbedrägeri, Omfattning och orsaker (av Ulla-Britt Eriksson och Henrik Tham), Rapport 1982:6(保険詐

欺、規模と原因)

がPMシリーズとして発表されている。この他、経済犯罪に関する調査報告と少年犯罪に関する調査報告と少年犯罪に関する調査報告

7、Skattebrott och skattemål, PM 1982:1(租税犯罪と租税訴訟)

8、Narkotikabrott, PM 1982:2(薬物犯罪)

9、De unga lagöverträdare, Atgärder vid brott av ungdomar under 15år, PM1982:3(少年法律違反者、一五歳未満の少年の

(二人〇三)

犯罪に対する対策

m. m., PM 1982:4(国外移住者の株式売却益に対する課税)

11、Återvinnings regler vid konkurs, PM 1982:5(競売手続に11、Återvinnings regler vid konkurs, PM 1982:5(競売手続に

12、Informations utbyte mellan myndigheter, PM 1982:6 (官庁間の情報交換)

英文資料として、

A' Crime Prevention, Eckart Kühlhorn and Bo Svensson

(ed.), Report No. 9.

Y Drug Criminality and Drug Abuse in Sweden 1969—1981,

Jan Andersson and Artur Solarz, Report No.10.

が発表されている。

右の他にもいくつかの資料があるが、以下の解説の中で必要に応

者よりも知識は豊富である。

じてふれることにしたい。

の方式による有意抽出である。回答率は六五・七%(最終的には七人を対象に、郵送調査の方法で実施された。対象者は、統計中央局年にかけて、一八歳以上六五歳未満のスウェーデン市民二、八六五識の実態調査の報告である。この調査は、一九七六年から一九七七識の実態調査の報告書は、スウェーデンにおける、刑法を中心とする法意

法意識として調査されたのは、 法及び法制度に関する 知 識、 観

七・八%)であつた。

の質問から構成されている詳細なものである。念、態度である。調査票は当初五九問(後に回答確保の ため二〇間)

念」(第五章)、「何故法に従うのか」(第六章)、「結論 と コメント」「犯罪及び刑罰に関する観念」(第四章)、「法及び法制度に関する観測者結果は、報告書の中に「法及び法制度に関する知識」(第三章)、

(第七章) に分けて報告、記述されている。

高い者は、知識が他の者より豊富である。年齢の若い者の方が高い法制度との接触は一般に少ない。教育程度の高い者と社会的地位の方れ、検挙率は過大評価されている。知識の必要性は強調されず、方れ、検挙率は過大評価されている。知識の必要性は強調されず、方れ、検挙率は過大評価されている。知識の必要性は強調されず、方れ、検挙率は過大評価されている。知識の必要性は強調されず、所述、決律、制裁、検挙率(検挙の「法及び法制度に関する知識」では、法律、制裁、検挙率(検挙の「法及び法制度に関する知識」では、法律、制裁、検挙率(検挙の

は、性別、年齢別、教育程度別、社会階層別、住居地別による差異人に対する犯罪とが重くみられている。これら刑法に対する観念にしいかを聞くと、通常の典型的量刑と同じか、それを下まわる刑を求めるとの結果が出ている。個々の犯罪行為の順位づけは、刑法上のの法定刑の重さの順とほぼ一致している。とくに、伝統的犯罪と個の法定刑の重さの順とほぼ一致している。とくに、伝統的犯罪と個の法定刑の重さの順とほぼ一致している。という質問に対しては、一般に厳しな、「刑は厳しいか緩やかか」という質問に対しては、一般に厳しな、「刑は厳しいか緩やかか」という質問に対しては、一般に厳し

はほとんどみられない。

「法及び法制度に関する観念」では、法に対する観念と法制度に関する観念とを分けて調査結果が示されている。前者では、法を絶関する観念とを分けて調査結果が示されている。前者では、処遇上の対視する見方が圧倒的である。法制度に関する観念では、処遇上の対視する見方が圧倒的である。法制度に関する観念では、処遇上ののみによつて決まり、個人の地位や背景は問題とならない。」というのみによつて決まり、個人の地位や背景は問題とならない。」というのみによつて決まり、個人の地位や背景は問題とならない。」というのみによつて決まり、個人の地位や背景は問題とならない。」というのみによつて決まり、個人の地位や背景は問題とならない。 では、法に対する観念と法制度に 対視する観念とを分けて調査結果が示されている。警察の事件処理に対 が正しいる。管察の事件処理に対 を絶 対視する観念とを分けて調査結果が示されている。管察の事件処理に対 が正しいる。管察の事件処理に対 を絶 対視する観念と法制度に 対視する観念とを分けて調査結果が示されている。管察の事件処理に対 がは、行為 が正しいとし、誤りとした 対域である。

スウェーデン犯罪防止委員会の報告書概観(一九八二年) 法だからという刑法を絶対視する回答が半数を占めている。この回することが選ばれている。「何故法に従うか」という問では、法 は調査されている。犯罪に対する反応では、多くの場合、警察へ通報の、「何故法に従うのか」という問は、 更に、「犯罪にどう反応する

> つていると回答している。 「実際に法を守つているか」という問に対しては、九○%以上が守答は、米国での調査結果と異なる点を著者 はコ メントしている。

では、 四答者の行動傾向を聞いているが、そこでは、行為に対する 道徳的評価が重い意味をもつていた。とくに伝統的犯罪では、内面 道徳的評価が重い意味をもつていた。とくに伝統的犯罪では、内面 で現代的犯罪では、道徳的評価と検挙率とが犯罪抑止要因として重 要だとの結果が示されている。刑罰の重さは大した意味をもたない とされる。

末尾のコメントでは、調査結果と既存の犯罪理論との関連が論じたいる点が注意をひく。 でいて、行いの正しさ(skötsamhet) に対する成人と青少年の見ついて、行いの正しさ(skötsamhet) に対する成人と青少年の見られている。その中で、少年が何故法を破りやすいかという問題にちれを上げる傾向などが青少年に目立つことを調査結果から指摘したいる点が注意をひく。

第二の報告書は、薬物問題に関するものである。近年のスウェー第二の報告書は、薬物問題に関するものである。近年のスウェー第二の報告書は、薬物問題に関するものである。近年のスウェー第二の報告書は、薬物問題に関するものである。近年のスウェー第二の報告書は、薬物問題に関するものである。近年のスウェー第二の報告書は、薬物問題に関するものである。近年のスウェー第二の報告書は、薬物問題に関するものである。近年のスウェー第二の報告書は、薬物問題に関するものである。近年のスウェー第二の報告書は、薬物問題に関するものである。近年のスウェー第二の報告書は、薬物問題に関するものである。近年のスウェー第二の報告書は、薬物問題に関するものである。近年のスウェー第二の報告書は、薬物問題に関するものである。近年のスウェー

(一八〇五)

本報告書は、スウェーデンの薬物の状況を各種の調査結果に基づ

六四

不適応児が多いことが指摘されている。 でもよい者の四種類の分類ができること、及び薬物乱用者に学校内 なり飲んでいる者、40大麻吸引者として一種の「大麻集団」と呼ん 数回試してみた者、③薬物を何回か試みると同時にアルコールをか 上である。この調査結果から、①薬物を全く用いない者、②薬物を とも多く、大部分は大麻を用いている。その他の薬物は極めて少な ている。それによると、初めて薬物を乱用したのは一五歳時がもつ 出調査(stratificerat klasterurval)で、一九七一年より毎年行われ 九年制である。) の六学年生及び九学年生の生徒を対象とした層別抽 ている。その一は、基礎学校(grundskola スウェーデンの義務教育は いて詳細に述べている。始めに、六つの薬物問題の調査が紹介され い。男女差はほとんどみとめられない。経験回数一~四回が半数以

の問題は大都市の住民に多いことも見出されている。 現在の生活に対する不満をもつている場合が多い。また、 者である。覚醒剤や阿片は失業者、無職者に多く、薬物の乱用者は 五~一八%が薬物乱用の経験をもつており、その大半は大麻の経験 始められている。それによると、一九七○年代には、調査人員の一 毎年約六千人が検査を受ける。) に行われている調査で、一九六九年に その三は、矯正保護領域での調査である。一九六六年以降毎年行 その二は、徴兵検査の際(徴兵検査は、一八歳に達した年に行われ、 薬物乱用

施設外保護の対象者の一〇~一五%以上に、薬物乱用がみとめられ われている。それによると、施設保護の対象者の二〇~二五%以上、

年が最も多くて、半数以上になつている。その年齢は二○歳と二九

上訴追されたことのある者の比率が高い。乱用の期間は、五~一五

で、四〇%強である。また、薬物乱用者と混合乱用者には、

由を説明している。 見解をとつているが、この部分の報告者は、それを否定し、その理

月平均一〇〇%のアルコールに換算して 四リットル以上アルコール飲料を規 年以内にほぼ連日乱用している者)、 ③アルコール乱用者(過去二年間: 月一回以上乱用する者)、 ②重大な薬物乱用者(覚醒剤又は阿片を過去) 調査している。調査人員は一九七六年が一五〇人、以後は毎年九〇 され、北欧人のみをランダムサンプルで、一九七六年以降つづけて これは毎年五月、九月、一一~一二月の三つの時期に集中的に実施 る。 ①薬物乱用者(覚醒剤、阿片、大麻、その他の薬物を過去一年以内に 人である。この報告では、乱用の定義が四類型に分けて示されてい その四は、ストックホルム拘置所における入所者の調査である。

子二六・一歳で、三○歳未満が半数以上である。五一○人のうち、 で五一〇人、男子九一%、女子九%、平均年齢は、男子二八歳、女 を、操作的定義として用い、分析を行つている。調査対象者は全部 則的に用いている者)、仏混合乱用者(前三者の二以上に同時に該当する者 関係では、財産犯が多く、薬物犯罪を起して いる 者は、一八四人 用者には、有機溶剤を最初に用いている者が多く見られる。 も多く、アルコールと大麻とはほぼ同数である。早い時期からの乱 乱用者は八六%(四四〇人)に達している。使用薬物は覚醒 剤 が 最

拘置状況を活用すべきだとの提案がなされている。 関による社会保護領域の薬物保護部門との接触が図られるように、歳の間が最も多い(二二五人)。この調査から、拘置期間中に、関係機

その氏は、スウェーデン世論調査研究所(SIFO)の少年の薬物乱その点は、スウェーデン世論調査研究所(SIFO)の少年の薬物乱を成立、表族の年収には反比例して減少している。年齢では一二歳の二%を最低、一二を一五歳四〇九人、男はしている。年齢では一二歳の二%を最低、一九歳の四七%を最高にして、その間に分布している。汚衛表は、女二九%)がこの乱用が最も一として、その間に分布している。清査の結果は、大麻の乱用が最も一として、その間に分布している。大都市居住者の三九%、労働者のにして、その間に分布している。大都市居住者の三九%、労働者のにして、その間に分布している。大都市居住者の上のの人にして、その間に分布している。大都市居住者の上のが経験しており、地方居住者(二四%)が自立つ。この調査の住む一六~一九歳の少年の大麻乱用(二四%)が自立つ。この調査のた点は、乱用の実態が不明なところにあるとされる。

最後は、社会庁の行つた薬物乱用の規模の調査である。これは、 しゃな事由で社会福祉機関と関係の生じたケース毎に薬物乱用に関 であるとされている。これから社会庁は全国の重い乱用者の数を一 であるとされている。これから社会庁は全国の重い乱用者の数を一 であるとされている。これから社会庁は全国の重い乱用者の数を一 であるとされている。これから社会庁は全国の重い乱用者の数を一 であるとされている。これから社会庁は全国の重い乱用者の数を一 であるとされている。これは、関と関係の生じたケース毎に薬物乱用に関

者でもある。

さく一般的である。そして、それらの者の大部分はアルコール乱用麻で、コカインは比較的少ない。様々の薬物を同一人が用いるのは麻で、コカインは比較的少ない。様々の薬物を同一人が用いるのはい乱用者の八○%がこれを乱用しているという。次いで、阿片と大い乱用者の八○%がこれを乱用している薬物は覚醒剤が主で、とくに重

(10) とれらの調査結果から、スウェーデンの薬物問題を概観して、報告書は、青少年の間の薬物乱用が増えているか否かにつき、各々の調告書は、青少年の間の薬物乱用が増えているか否かにつき、各々の調告書は、青少年の間の薬物乱用が増えているか否かにつき、各々の調告書は、青少年の間の薬物乱用が増えているか否かにつき、各々の調告書は、青少年の間の薬物乱用が増えているか否かにつき、各々の調告書は、青少年の間の薬物問題を概観して、報とれらの調査結果から、スウェーデンの薬物問題を概観して、報

Lena Berke, Lagstiftning mot narkotika (薬物立法)

年の薬物犯罪) 年の薬物犯罪)

Jan Schuberth, Gunnel Ceder, Per Holmgren, Narkotika hc Jan Schuberth, Gunnel Ceder, Per Holmgren, Narkotika hc

laboratorium(国立犯罪科学検査所における薬物分析)

Andreas Maehly, Narkotika analyser vid statens kriminaltekniska

の五篇の論文が載せられている。 の五篇の論文が載せられている。

(一八〇七)

六五

ない。この点は、日本との大きな違いであり、両国の比較を行う時 に注意すべき点である。 スウェーデンにおける麻薬取締法では、麻薬性の薬物の製造、 譲渡、所持が処罰の対象であり、使用は処罰の対象になつてい 販

が主体である。薬物犯罪に対する法定刑は、現在最高十年で、一九 た犯罪、似その他の薬物に関係のない犯罪で薬物乱用者の犯したも 論文において扱われている薬物犯罪は、⑴酩酊性の薬物の製造、 六八年以前は一年であつたのに比し、著しく重くなつている。 いる。更に、薬物犯罪に対する量刑の傾向も分析されている。この 最初の論文は、薬物取締立法の変遷と犯罪のすら勢とを概観して 所持、⑵薬物を入手するための犯罪、⑶薬物の影響下に犯され の四種であるが、用いられている統計は麻薬取締法違反の犯罪

薬事法違反など〕を指している。)は、一九八○年より急増しており、特 る密輸取締法違反、麻薬取締令違反、その他の薬物犯〔薬物の窃盗、 アルコ 倒的に多い。 女子の 比率は約一三%である。 処分は、 その他細かい分析の後、著者は、「薬物犯罪は薬物問題の拡がりの指 に麻薬取締法違反の増加が著しい。年齢別では、一八~二四歳が圧 ル以外の酩酊性薬物による酩酊運転、注入器、 注射器に関する規則違反、 薬物犯罪で判決を受けた者(ここでは、麻薬取締法違反、麻薬に関す 条件付判決が七%、保護観察が九%、自由刑が一六%である。 六三%が罰

にはならない。」という見解を示している。

右以外の論文の内容の紹介は省略する。

Jan Ramström, Metadonunderhållsbehandling vid heroinnarkomani 報告書の第三部は、個人及び社会への有害な影響と題して、

(ヘロイン中毒者に対するメタドン療法

Nils-Olof Danell, Dödsfall relaterade till missbruk av tung beroende skapande droger (依存性薬物の乱用の個人への有害な影響) Jan H. Eriksson, Skadeverkningar på individen vid missbruk av

narkotika(強い薬物の乱用と関連のある死亡事例)

る基本的問題に対する視点 dödsfalls statistik bland narkomaner (薬物乱用者の死亡統計におけ Nils-Olof Danell, Sympunkter på några grundläggande problem vid

(薬物乱用に対する社会の費用) Margareta Landerholm, Samhället kostnader för narkotikamissbruk

五編の論文を載せている。

料として用いられている。 日本については、警察庁発行の Drug Problem in Japan 1980 が資 イツ)、Pirjo Partanen(イギリス)、Jan Andersson(アメリカ)である。 いて述べている。報告者は、Andre Maehly(日本)、Artur Solarz (ド ツ、イギリス、アメリカの四カ国の状況を、各々の国の資料にもとづ 報告書の第四部は、 諸外国における薬物状況と題し、日本、ドイ

来ている。一つは、本文中でふれた Narkotika missbruk, BRA-S 薬物問題に関しては、この報告書の他に、二つの資料が送られて

の Narkotikabrott, PM 1982:2 である。 この内容を便宜的にここ 1982:1 であり、他の一つは、最初に掲げた資料の一覧の中の八

で紹介しておく。

犯罪に対する取締立法に関する改正提案である。 この資料は、組織、経済犯罪に対する立法のひとつとしての薬物

法改正がなされることになると思われる。 可能性も求められていた。これらの点を明確にするための、麻薬取 物の所持犯についても、その予備、未遂、共犯、過失犯を処罰する それらの者を処罰するための法改正が求められていた。その他、 売の斡旋をした者や製造者への資金提供者などの黒幕的人物のよう に、直接薬物と接触しない者に対しては何ら処罰の可能性がなく、 先にも記したように、スウェーデンの麻薬取締法では、製造、 譲渡、所持が処罰の対象となつている。しかし、これでは、 薬 販 販

用等をふくめて、細かい法律的な検討がなされている。 この覚書では、製造、譲渡、所持などの概念について、 判例の引

同時に、 史的、社会的に広い視野から犯罪問題を取り上げて論じてもらうと 告である。このセミナーには、犯罪の領域外の専門家を招いて、 た、犯罪防止委員会主催の、表題のテーマに関するセミナーでの報 第三の報告書は、一九八一年六月一日から三日にかけて 開 犯罪の専門家より過去の犯罪統制や警備保障機構の問題が かれ 歴

スウェーデン犯罪防止委員会の報告書概観(一九八二年)

論じられている。

収録されている論文は次の通りである。

i samhället? (犯罪は社会における循環定数か?) Gunnar-Adler-Karlsson, Ar kriminaliteten en cyklisk konstant

おける理念と改革の必要性) reformbehov i kriminalpolitiken(将来の司法について——刑事政策に Hans Göran Franck, Om det framtida rättsväsendet-Idéer och

らみた犯罪) Maria Bergom-Larsson, Brott ur kvinnoperspektiv (女性の面か

いるか?――アノミー理論を今日のスウェーデンに適用できるか?) anomiteorin tillämpas på Sverige i dag?(社会道徳的解体は進行して Per Gahrton, Pågår samhälls moralisk upplösning? — Kan

hället(官僚主義社会における統制と犯罪) Göran Hägg, Kontroll och brottslighet i det byråkratiska sam-

れた腐敗 Patrik Engellau, Den institutionaliserade korruption (制度化さ

Anders Leion, Mygelsamhälle (欺瞞社会)

都市の社会統制) Hannu Takala, Om arbetarstadens social kontroll (労働者の多い

3 象としての 統制を受けた一人の犯罪者——百年前と現在の社会統制につい men — om social kontroll för hundra år sedan och nu. (歷史的現 Martin Vejbrink, En kontrollerad brottsling som historik feno-

大七

(一八〇九)

Leif Magnusson, Bevakningsföretagens roll i samhället — och i framtiden (警備保障会社の社会的役割——現在及び将来)

る。この他にも興味を引く論文があるが、紹介としては省略する。名。この他にも興味を引く論文があるが、紹介としては省略する。この他にも興味を引く論文があるが、紹介としては省略する。る。この他にも興味を引く論文があるが、紹介としては、再び非形式的統制の方法に戻るの発展とともに公式のもに変化して来たと述べ、今つたものが社会の発展とともに公式のもに変化して来たと述べ、今つたものが社会の発展とともに公式のもに変化して来たと述べ、今次の方向としては、再び非形式的統制の方法に戻るのを期待していると対後の方向としては、再び非形式的統制の方法に戻るのを期待しているとがであるが、名のにも興味を引く論文があるが、紹介としては省略する。

況の改善によるところが多いとされる。 第四の報告書は、一九八一年の犯罪のすう勢の分析である。一九第四の報告書は、一九八一年の犯罪作数を記録しているので、今年は昨年とほど年度は過去最高の犯罪件数を記録しているので、今年は昨年とほど年度は過去最高の犯罪件数を記録しているので、今年は昨年とほど年度は過去最高の犯罪件数を記録している。 一九年の犯罪のすう勢の分析である。一九第四の報告書は、一九八一年の犯罪のすう勢の分析である。一九第四の報告書は、一九八一年の犯罪のすう勢の分析である。一九

来) しかし、短い期間内での変動に関しては、景気の動向が犯罪数の消illet — nu どの非形式的な統制が弱まつたことをその原因としてあげている。

長と相関しているように思えるとする。たゞ、失業は犯罪を増加さ

せるというが、一九六〇年代末の犯罪の増大の時期に失業は減少し

が、反面、薬物と人身犯とは関係がうすく、ここでは、アルコール六〇年代の財産犯の増加は薬物と関係があるだろうとみられているる。そして、現代の主要な犯罪問題は薬物であると明言する。一九

ており、その後の犯罪の減少時期に失業が増えていたと指摘してい

の消費量が人身犯の増加の背景をなしていると述べられる。

害者調査(性別と被害児童の年齢)が実施されており、その結果が示害者調査(性別と被害児童の解係が論じられている。一九八一年から、被損壊、酩酊運転、酒類の製造販売に関する犯罪、薬物犯罪、経済犯罪について、個別にすう勢の分析を行つている。傷害が二一、九六六、重傷害が二、三一八、殺人及び傷害致死が一四六となっている。傷害は大きく減少しているが、重傷害と殺人・傷害致死は大きく増加している。その要因として、マスメディアの影響及びは大きく増加している。その要因として、マスメディアの影響及びは大きく増加している。その要因として、マスメディアの影響及びは大きく増加している。その他の窃盗、詐欺、器物類、強盗、侵入盗(重窃盗)、自動車盗、その他の窃盗、詐欺、器物数、強盗、侵入盗(重窃盗)、自動車盗、その他の窃盗、詐欺、器物

強盗は、三、二二八件で、前年比六%の減少である。金融機関強られており、ある論者は年に一万件はあると推定している。強姦は八六五件で二%の減少である。告発傾向は特に低いと考え

されている。

大量消費社会の成立で犯罪の機会構造に変化を生じたこと、家族な

一九五〇年以来の犯罪の増加傾向について、

今回の報告書では、

変化はない。 盗は前年に比べ減少しているが、強盗が大都市に集中している点に

分類とその分析がなされている。年に比し、一二%の減少率になつている。侵入盗の侵入対象による年に比し、一二%の減少率になつている。侵入盗の侵入対象による

輌にはボルボ、オペルが多い。は、三二、七一一件である。車種別の分析がなされている。盗難車は、三二、七一一件である。車種別の分析がなされている。盗難車自動車盗も同様一九七七年をピークに減少をつづけ、一九八一年

その他の窃盗では、前年比一、八〇〇件増の三四二、八一一件がその他の窃盗では、前者は七%減り、後者は三%増加している。バイク盗は八%の減少である。その他スリが一九%増加している。バイク盗は八%の減少である。その他スリが一九%増加している。だイク盗は八%の減少である。その他スリが一九%増加している。だイク盗は八%の減少である。その他スリが一九%増加している。

が関心をもたれている。傾向が止まつている。クレジットカードによる詐欺と保険金詐欺と低向が止まつている。クレジットカードによる詐欺と保険金詐欺とし、これも、前年比四%の減となつている。一九七九年以来の増加詐欺は、一九七、二七二件で、全刑法犯の一三%をしめる。しか

が保険金請求の要件になる。)と述べられている。 その他、行為者に少としつつ、告発傾向の変化が暗数を明るみに出していないか(告発ものである(一七%)。器物損壊の増加の理由を決定するのは難しい四分の一は自動車に対するもので、次に多いのは、公共物に対する器物損壊は、六二、八七三件で、前年比六%の増加である。この

スウェーデン犯罪防止委員会の報告書概観(一九八二年)

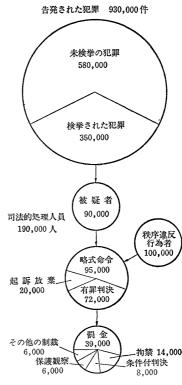
れ得る。白、

警察が或る薬物犯罪を摘発すると、

いる。 年の多いことが論じられている。アルコールとの関係もふれられて

%前年より増加している。一九七九年以来の極端な増加について、 て、 次のような説明が試みられている。〇、実務上最小限度の薬物の量 書では、別に薬物問題に関する報告書も出されていて、 薬物の押収量の統計を始めとして詳細に述べていたが、 必要とする。又、薬物犯罪は薬物乱用と密接に結合しているので、 が一週間分の消費量相当からほんの一つまみの範囲で変 動 して い は、六七、五一五件で、増勢がつづいている。とくに所持犯が五七 違反の犯罪の統計のみが示されている。本年の取締法違 反 の 件 数 薬物犯罪について、 薬物犯罪は取締犯罪であり、その摘発には警察の特殊な活動を 刑事政策の雲行きによつて司法部の基準が時代によつて変る。 昨年の報告書は、 相当のページ数を割い 本年の報告 麻薬取締法 て、

その犯罪者の過去



司法機関における犯罪と人の流れ(1980年)

に現実の薬物犯罪の増大を意味するものではないことを示すとされ増大が指摘される。このことは、薬物犯罪の告発件数の増大が同時る。そこでは、上記三点と関連して、薬物犯罪に対する警察活動の物犯罪の急増があり、その様相は一九八〇一八一年の場合と似ていの事件が多数、一連の犯罪として発覚する。四、一九六九年にも薬の事件が多数、一連の犯罪として発覚する。四、一九六九年にも薬

が導かれる。

0

る。

報告書は次に、司法の各機関における事件の流れを取り上げている。一九八○年に警察の認知した九三万件の事件のうち、刑法犯は七六万件(八二%)で、そのうち窃盗が六八%を占める。特別法犯は一七万件、一八%である。そのうち交通事件が七二、○○○件、薬物犯罪が六○、○○○件である。○件、薬物犯罪が六○、○○件である。

|犯罪性の高いグループによつて相当数の犯罪が犯されていること||人の最高は五四件の犯罪に関与している者である。かくて、少数||各々関与している。これらの者が犯罪関与数の三八%を占める。||各々関与している。 逆に三%(約二、四〇〇人)が二〇件以上の犯罪を る。五九%はたゞ一個の犯罪の嫌疑のみを受けてい

は統計から全て除外されている。)であり、その四分の

五歳以上一九歳未満である。女性は一三%であ

は一

では、 の各件数での比率は減少している。これに反し、 すると、窃盗では、告発件数での比率が多いが、 図があるので紹介しておきたい の処理状況を示している。 に分析されている。 報告書は、 その比率が大きくなつている。その年次的変化も個々の犯罪無 告発件数での比率は小さいが、 更に検挙された犯罪について、 右の九万人の犯した三五万件の処理の (図参照)。罪種別にこの過程を分析 検挙、 犯罪者の司法手続内で 有罪、 検挙、 人身犯や薬物犯罪 拘禁と順を追つ 有罪、 拘禁

その他昨年同様、 国際比較(北欧、ドイツ、イギリス、アメリカ)も

なされている。

- 末尾に載せられている研究論文は次の通りである。 Eckart Kühlhorn, Tommy Edlund, Bilism i narkomansa-
- (2) mhälle(薬物乱用者社会における自動車) Ulla-Britt Eriksson, Henrik Tham, Bedrägerier mot försä-
- 不正受給 kringsbolag(保険会社に対する詐欺) Eckart Kühlhorn, Fusket med bostadbidragen (住宅補助金の
- (4)och Norge(デンマーク、フィンランド、ノルウェイにおける経済犯罪) Dan Magnusson, Ekonomisk brottslighet i Danmark, Finland

第五の報告書は残念ながら筆者の手許には届かず、紹介できない。

のである。 荘及び自動車に関する保険である。調査は一九七九年に行われたも 詐欺といつても、生命保険ではなく、損害保険のうちの、家屋、 第六の報告書は、保険詐欺に関する調査結果の報告である。保険(8) 別

狙の盗難被害である。 七〇〇件であり、そのほとんどは、盗難、とくに自動車盗及び車上 警察に認知された保険詐欺のうち、保険会社を相手とする詐欺は

保険会社の想定した保険詐欺の数 スウェーデン犯罪防止委員会の報告書概観(一九八二年) (保険請求の約一〇%) にてらし

> て 以下の仮設が立てられた。

- (1) ○%以上であることは確実である。 損害の補償を要求して、保険会社を欺いた保険金受取人は、一
- (2)はそれ以上になる。 に及び、一つだけ外に出ていた物品とみられる盗難被害に関して 全面的又は部分的に詐欺的であつた補償要求の割合は、一〇%
- (3) 補償になつている。 欺は、金額の水増し分のみであり、支払金額の主要部分は正確な 社を欺すことは大変困難なことである。その他、 い。その理由は、水害及び交通保険の被害などの被害で、 詐欺的請求に関して支払われた損害補償額は一○%に 大部分の保険詐 満 たなな

資料が揃えば、この比率はもつと増えるはずだとされる。 求で保険会社を欺したことを認めた。面接できなかつた者に関する 全国を対象とした面接調査で、被調査者の五%は、 最近の保険請

を受けやすい)グループがある。外国人も保険詐欺で捕りやすい。 い。しかし、その中で、特に警察に嫌疑をかけられやす い (即ち刑 存在している。従つて、保険詐欺は、社会の一部の者に限定されな い。一度でも保険詐欺を犯したという経験は、多くの国民層に広く いことを示す。しかし、それにより保険詐欺が軽視されてはならな 調査は、保険詐欺に対する抑止要因が一般の法意識の中に強くな

の増加によつて、自動車盗、車上狙などの被害の増加があり、これ を犯す可能性にも依存している。即ち、外国旅行、自動車所有など 保険詐欺の規模は、その動機をもつ人の存在だけでなくその犯罪

が保険詐欺を犯す機会の変動につながる。

る上で中心的な役割を果す。
る上で中心的な役割を果す。
る上で中心的な役割を果す。
を発表して、保険会社の活動と対策が保険詐欺の規模を決定する。
の理由は、告発によつて警察の
は、前者の活動には限界がある。その理由は、告発によつて警察の
は、前者の活動には限界がある。その理由は、告発によつて警察の

報告書の全体は、序、典型例、保険詐欺の規模、保険詐欺の背景を出ている。それが冒いためる動機と人格、機会構造と保険詐欺、司法機関と保険詐欺、保険合社と保険詐欺、保険詐欺の規模と原因(結論)、付録の章別を有している。

頭の資料一覧の中の、七、八、一〇、一一、一二である。

るとされる。

理手続を改善し、租税犯罪が現在よりも迅速、効果的に処理されるで、行政裁判所の審理の後に通常の裁判所が関与する形の現行の処七は、租税関係の犯罪の訴訟上の処理方法の改善を扱つ たもの

狙いとしている。

八は、既に紹介した。

こと並びに捜査及び訴訟の用に供された資料を充分活用することを

所得に対し課税する方法を検討し、租税の支払を不当に免れること一○は、国外に居住しているスウェーデン人の株式の売却に伴う

をなくそうとするものである。

一一は、競売手続に伴つて生じる問題を扱つたものである。

ための新法の制定とを提案したものである。法、スウェーデン国立銀行法、職業斡旋法、その他)の改正と情報交換の時報の交換を効率的にすることを目的として、 関係の法律(秘密一二は、経済犯罪及び組織犯罪を抑えるために、関係機関の間で

童の触法行為は、一切犯罪統計に載せられない。ウェーデンの刑事責任年齢の下限は一五歳であり、一四歳以下の児最後に、資料一覧の中の九は、少年犯罪に関するものである。ス

察と社会福祉行政の責任分担の不明確さがこうした事態を招いている。しかも、それに対して充分な措置がとられていないとされ、警して扱うので、触法行為を発見しても警察活動が強く制限されていそれだけでなく、事件はもつばら社会福祉委員会が要保護児童と

追加することを提案している。ようにするために、少年法律違反者に対する特別規定に次の一条をようにするために、少年法律違反者に対する特別規定に次の一条をして警察の権限を明確にし、また刑事手続上の強制処分も行い得るそこで、一五歳未満(一二歳以上)の児童の触法行為の 調査 に 関

右犯罪に関し捜査することができる。嫌疑を受けたならば、裁判所手続法第二三章の規定を適用して第一五条、次に掲げる場合に、一五歳未満の児童が犯罪を犯した

- があるとみとめられる場合、
  → 児童に関する事件の社会福祉委員会の処理のため捜査が意味
- するため捜査が必要な場合、 一五歳に達した者が右犯罪に関与しているか否かを明らかに
- 第二四章第七条第二項の規定は、一五歳未満の被疑者に関し適特別な理由が存する場合にのみこれを行うことができる。特別な理由が存する場合にのみこれを行うことができる。教判所手続法第二四章及び第二五章の規定は、第一項に定める捜査は、第一項に定める捜査とが特に重要性をもつ場合。

にかけられているものと思われる。 との提案のその後の扱いは不明であるが、おそらく、レミス手続

スウェーデン犯罪防止委会員の報告書概観(一九八二年)

用可能な部分につき、これを適用するものとする。

英文資料の一三は、左のような目次の論文集である。

Rund J. Vader, Toward A Common-Sense Approach in Crime Control.

Editor's Forword: Some Theses Concerning Crime Prevention.

Herbert Schäfer, Essays in The Systematization of Prevention Strategy.

Carl H.D. Steinmetz, A First Step towards Victimological Risk Amalysis.

Eckart Kühlhorn, General Deterrance and Prevention.

Harold L. Votey Jr., Crime and Its Control in Sweden.

Jan J. M. van Dijk, Carl H. D. Steinmetz, Hans L. P. Spicken-

heuer, Bartheke J. W. Docter-Schamhardt, External Effects of A Crime Prevention Program in The Hague.

Eckart Kühlhorn, Juggling with Housing Allowance.

Herbert Schäfer, Frauen bei Nacht — Women by Night.

Bo Svensson, A Crime-Prevention Car.

Jan J. M. van Dijk, Carl H. D. Steinmetz, Crime Prevention:

Johannes Knutsson, Eckart Kühlhorn, Controlling The Opportunity Structure.

An Evaluation of the National Publicity Campaigns

Jan Andersson 及び Artur Solarz の執筆担当部分の英文要約で、各一四は、Narkotikautvecklingen 1982(Rapport 1982:2)の中の、

"The Trend of Drug Abuse in Sweden from 1969 to 1981" 々"The Trend of Drug Abuse in Sweden from 1969 to 1981"

säkerhet (BRÅ-S 1982:7) が手許に届いている。以上で報告書の概観を終えるが、一九八二年には BRÅ APROPÅ以上で報告書の概観を終えるが、一九八二年には BRÅ APROPÅ

- (1) 付録として報告書の末尾に載せられている。
- (a) Björn Hibell, Narkotikavanor bland skolungdom.
- (σ) Sten Kjellson, Narkotikavanor bland värnpliktsinskrivna
- (4) Norman Bishop, Narkotikamissbrukare inom kriminalvården —en granskning av tillgänglig statistik,
- (ω) Torbjörn Johansson, Drogmissbrukare bland häktade i Stockholm, 1976—1980.
- (ω) Inger Eriksson, Narkotikavanor bland ungdomar enligt SIFOs undersökning 1981/82.
- (7) UNOs bedömning av det tunga narkotikamissbrukets omfattning.
- (∞) リ最後 case-finding undersökning 刈倒えやらゆ (BRÅ Rapport 1982:2, p. 108.)°
- (σ) lbid., p. 98 note.
- (A) Jan Andersson, Narkotikautveckling-en sammanfattning.
- (11) PM 1982:2, p. 71. フィンランドを例外として北欧諸国は同じ扱
- (2) Rapport 1982:2, p. 142
- (13) 一九八○年の犯罪のすう勢については、拙著、スウェーデン犯罪防

要約紹介してある。 止委員会の報告書概観(一九八一年)、法学研究五五巻五号八一頁以下に

八五の誤りである。(4) 同上法学研究五五巻五号八二頁に強姦の数を八五五としてあるが八

(15) 同上法学研究五五卷五号八三頁参照。

(PM1983:1, Förord cf.)。

犯人が五件の犯罪を行うと関与数は五となる。(17) 五人共犯で一件の犯罪を起すと、関与数は五となる。同様に一人の

(18) 以下の紹介は、同報告書九―一二頁の要約に基づいている。

されている(拙著、スウェーデン社会福祉新立法、家庭裁判月報三三巻(19) 一九八二年より児童福祉委員会は廃止され、社会福祉委員会に統合

(2) スウェーデン少年法制(少年法改正資料第一九号)四二頁以下、法一一一号一五七頁以下参照)。

(2) 一号から六号までの主要目次は次の通りである。

学研究四〇巻九号八〇頁以下参照。

Nr. 1

Skattebrott och skattemål, Göran Staafgärd Uppklaringsprocent, Stig Westman

Aklagarens roll vid uppklaring av brott, Gunnel Lindberg

Arbetslöshet och kriminalitet, Patrik Törnudd

De unga lagöverträdarna, Margareta Landerholm

Brott och straff i Västernorriand 1861—1890 av M. T. Sjöberg, Sven Sperling

Välfärdens styvbarn, Eva Johanson

Att förebygga brott i Hansta, Jerzy Sarnecki Videovåldet, Eva Ekselius

Gänget och jag, Hans Peterson

De ekonmiska brotten, Bo Svensson

Brottsuppklaring och statistik, Torbjörn Israelsson Upplevelser och effekter av häktesvistelsen, Solveig Danielson-Ekbom

Kvinnobrottslighet, Johannes Knutsson

Att förebygga brott, Bo Svensson och Eckart Kühlholn Kampanj i blasväder, Johannes Knutsson En dansk strafflagreform, Sten Heckscher Fangtalen i Holland, Bo Svensson

Pedagogik mot brott i Ungern Rolf Dahlström och Sune Olsson

Stöld i butik, Gunnar Adell I strejkens hetta, Karen Leander

(一九八三・三・二八)

スウェーデン犯罪防止委員会の報告書概観(一九八二年)

75